

令和2年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和2年3月6日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

本日、令和2年第1回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

々

ただいまの出席議員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和2年第1回川本町議会定例会を開会いたします。

々

それではただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、4番石川議員、6番片岡議員を指名します。

々

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日6日から13日までの8日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、教育長教育行政執行方針、議案の提案並びに提案理由の説明、全体審議の質疑、続いて予算特別委員会の設置、委員会付託を行います。

々

本会議終了後、引き続き全員協議会を開催し、その終了後、大会議室にて議会運営委員会を開催、委員会終了後に、産建町民常任委員会を開催する予定としております。

々

また、後ほど「日程第22」において、皆さんにお諮りをし、予算特別委員会を設置する予定ですが、9日からは、予算特別委員会に付託される予算の審査を行い10日まで開催する予定としております。

々

11日は休会とします。

々

12日は午前9時30分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

議長 最終日の13日は、午後3時00分より本会議を開いて、委員長報告並びに討論、そして採決を予定しております。

々 以上、この予定表（案）のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、本定例会の会期は、本日6日から13日までの、8日間とすることに「決定」いたしました。

々 なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしておりますので申し上げます。

々 お諮りいたします。
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 続きまして、日程第3「諸般の報告」を行ないます。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告・議員派遣の件」のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。

々 以上で「諸般の報告」を終わります。

々 日程第4「町長施政方針」を行ないます。番外野坂町長。

番外
野坂町長 皆さん、おはようございます。
令和2年第1回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定例議会開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に対する私の基本的な考え方を申し上げ、町議会の皆様、並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、三宅前町長には、2期8年間にわたり、町勢発展のため、ご

番外
野坂町長

尽力を重ねてられました。

その間に果たされた多大なご功績とご貢献に対しまして、深く敬意と感謝の意を表します。

さて、私は、先の選挙におきまして、川本町の優れた自然、文化、歴史と暮らしを次の世代に引き継ぐために、人口減少対策をはじめとする諸課題に全力で取り組むことを訴え、多くの皆様からご支持をいただき、町長に就任致しました。

町民の皆様からの大きな期待をしっかりと受け止め、掲げました「地域との協奏」の政治信条のもと、次世代に繋ぐ「かわもとまち」の実現に、全力を尽くす所存であります。

々 次に、実現に向けて私が目指す「5つのまちづくり」と、それぞれの柱となる基本的な考え方について、ご説明申し上げます。

々 1つ目は、「地域の特色を活かした産業のまちづくり」であります。
それぞれの地域が持つ、自然・歴史・文化などからくる、特色を活かした産業のまちづくりを進めてまいります。

この内、川本地域におきましては、先にとりまとめられました、弓市地区の魅力化に向けた構想をベースとして、関係機関との協議を進め、方向性を共有する場を設けるなどして、持続可能なまちづくりに向けた取り組みを具体化してまいります。

々 2つ目は、「安心・安全で活力ある暮らしを守る基盤づくり」であります。
私自身が、昭和47年7月豪雨による床上浸水の被災者である、という実体験も踏まえ、「江の川水系河川整備計画」をはじめとした、治水・防災・減災対策などの早期推進と、主要地方道川本波多線をはじめとする、産業振興や町民生活を支える社会インフラの早期整備について、県や国に強固に働きかけてまいります。

々 3つ目は、「幸せを実現する生活環境づくり」であります。
町民の皆様の方々の全てのライフステージにおける、幸せを実現する生活環境づくりに向けて、県や国の制度を活用して、ソフトな支援を充実してまいります。
また、医療・介護・生活支援を総合的に提供する、地域包括ケアシステムを充実するとともに、地域の医療機関による在宅医療などの取り組みを支援します。

々 4つ目は、「次代を担う人づくり」であります。
川本が好きで、この町で将来の自分の役割に、思いを馳せる子どもたち

番外
野坂町長

を増やしていくことが重要であり、そのために、地域への愛着と誇りを育むふるさと教育や、教育の魅力化を通じて、「次代を担う人づくり」を進めてまいります。

実現に向けて、保育所から小・中学校、そして高校までを繋ぐ、「保小中高連携」を進めるとともに、島根中央高校への支援を充実してまいります。

々

5つ目は、「新しい人の流れづくり」であります。

これまで述べました取り組みは、町の魅力をさらに伸ばしていくこととなります。

「かわもと暮らし情報センター」を中心として、これらを幅広く発信し、出身者をはじめとする人々との絆を深めて、大都市などからのU・Iターンの拡大に繋げてまいります。

々

そして、この「5つのまちづくり」の全てに、「守り」と「攻め」、そして「人材の育成」の3つのキーワードで横櫛を差し、施策を重層的に展開してまいります。

まずは、県の制度を積極的に導入し国に強固に働きかけて、ソフト・ハードの両面から、町民の皆様の全てのライフステージをしっかりと守ってまいります。

々

次に、必要不可欠となる攻めの姿勢でもって、地域の特色や資源を活かした産業の振興を図るとともに、その取り組みを内外に幅広く発信してまいります。

そして、「人材の育成」であります。

ふるさとへの誇りと愛着を持った人材と、U・Iターンなどで新たに町に入ってくる人の流れを融合させ、次代を担う人材の育成を強く意識し、実践してまいります。

々

これらの施策を進めるためには、地域の産業や皆様の生活の実情を、私自身がこの目で見て、この耳で聴くことが重要であります。

そのため、町政意見交換会をはじめとして地域を訪問し、課題や将来像について直接うかがい、いただきましたご意見を施策に反映してまいります。

また、人口減少は、県さらには日本全体の課題でもありますので、県と連携して、国に対しても迅速かつ実効性のある対応を求めてまいります。

加えて、多くの課題を共有する隣接市町、さらには石見地方の市町とも連携を進めてまいります。

このような基本姿勢のもと、町議会や関係団体などから伺ったご意見を、現在策定中の次期川本町総合計画に反映してまいります。

番外
野坂町長

令和2年度一般会計の当初予算につきましては、平成27年度に策定した総合戦略に基づき、引き続き人口減少対策として取り組むべき事業について、予算計上を行ったところでございます。

一般会計当初予算額は、40億9,942万3千円となり、前年度と比較すると、9億2,507万1千円で18.4%の減額となっております。主な減額の要因は、まちごと魅力化センター整備事業費6億2,669万円の皆減であり、その他にも、かわもと音戯館大規模改修事業7,500万円、防災倉庫整備事業3,560万円、すこやかセンター改修事業2,302万円、コミュニティバス整備事業2,243万円、公衆無線LAN環境整備事業2,022万円等の事業が完了したことによる減額となっております。

また、主な増額要因は、まちごと魅力化センターの運営事業費3,494万円の皆増や、新可燃ごみ共同処理施設整備事業負担金1億5,655万円の増となっております。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億6,404万7千円で、対前年度比で5,770万9千円、7.2%の増であり、全ての事業が増額となっております。

々 それでは、第5次総合計画に基づき、主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々 まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

令和2年産米の作付けは、生産者の意向調査の段階では121haとなっており、令和元年の実績と比較し5haの減となっております。先進技術導入による省力化や、担い手と農地を結びつける農地集約率の向上、担い手組織の連携に向けた協議を、今後さらに進めてまいります。

また、地域での話し合いにより、今後10年程度を目処にした農地維持構想である、実質化した人農地プランを策定することとしております。

さらに、需要が増している特別栽培米石見高原ハーブ米きぬむすめの、買取価格の支援を引き続き行い、売れるコメづくりを推進してまいります。

令和2年度から第5期対策が始まる中山間地域等直接支払制度につきましては、引き続き、各集落での取り組みが維持できるよう推進してまいります。

々 次に、担い手の確保について申し上げます。

番外
野坂町長

U・Iターン者をはじめとした就農希望者が、安心して研修できるよう、就農までの一連のプログラムや受け入れ体制を構築してまいります。

実現に向けて、営農の指標を生産性の高い実効性のあるものとして所得を確保するとともに、地域に適した作物の推進や、営農法人、生産組織、企業、農家等への研修受け入れと、島根県立農林大学校と連携して、就農希望者を支援してまいります。

また、有機や特色ある農業の事業承継に対して、アグリチャレンジなど、新たな担い手募集のスキームを検討してまいります。

認定農業者に対しましては、経営や営農指導と、国・県補助事業の活用や町単独事業による機械、設備設置補助などを実施してまいります。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

町の特産品であるエゴマは、引き続き生産助成を行い、面積と収量の拡大を図ってまいります。

また、生産者団体と連携して、栽培技術の向上や省力化、収穫後の調整作業など規模拡大に向けた方策を検討してまいります。併せて、反収の向上により所得を確保し、農家のモチベーションを上げることができるよう支援してまいります。

また、品質やこだわりなど、優位性を活かした販路を開拓するため、生産者団体と連携して、竹堆肥などの活用拡大について検討してまいります。

々

次に、安心・安全な農産物の生産について申し上げます。

食品安全、環境保全、労働安全等を確保するために、適正な手順や管理を行い、事故を予防する手段として、GAPの取り組みを支援してまいります。

また、ニーズが高まっている有機や減農薬栽培による農産物づくりを目指す、生産者支援に取り組んでまいります。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

集落単位での理解と県の協力を得ながら、効果的な対策などの講習会を開催し、鳥獣被害から農地を守り、安心して農業を行える環境づくりに向けた対策を検討実施してまいります。

また、引き続き、町猟友会や県などの協力を得ながら、駆除対策を進めていくとともに、新規狩猟免許の取得を支援してまいります。

々

次に、畜産の振興について申し上げます。

子牛の市場価格が、依然として高値で推移していることから、令和2年度も引き続き、繁殖雌牛の更新助成や予防注射の補助など、畜産経営の安定・強化を進めてまいります。

番外
野坂町長

Uターンでの就農予定もあり、関係機関と連携して飼育頭数が維持されるよう、担い手を支援してまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

現在の町行造林は、標準伐期齢に到達した山林もあるため、今後の管理や処分方法についての検討や、作業道の整備などによる活用を実施してまいります。

また、森林環境譲与税を活用して、地域団体と協議し、集落に近い山林の環境整備や、竹林の整備・活用を行ってまいります。

さらに、造林事業促進のための助成や、人材の確保に向けた支援を行ってまいります。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

弓市地区の商業機能維持のため、町内の若手や地域おこし協力隊など、起業にチャレンジする人材の確保に努めてまいります。

また、しまね産業振興財団による経営改善プログラムの導入などにより、事業承継推進協議会を中心として、事業承継を促進してまいります。

さらに、平成30年度から実施している「弓市ビジネスチャレンジコンペティション」を継続して開催し、個性と専門性を持った業態や、新たな起業者を受け入れる機運を醸成してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

県と江の川流域・三瓶エリアの市町で連携して取り組んでいる広域観光では、単町ではできない魅力ある観光コンテンツの造成と提供が行えるよう、調査してまいります。

また、イズモコバイモや神楽、長江寺の精進料理、町有施設などの地域資源を活用し、「体験」「食事」「宿泊」といった訪日旅行、田舎ツーリズム、ヘルスツーリズム等を検討してまいります。

さらに、三江線跡や江の川を利用したイベントなど、川本ならではの取り組みを構築し、交流人口の拡大を図ります。

加えて、観光協会を中心に、旅館や飲食店などとも連携し、ホームページやSNS等を活用した施設の相互利用をはじめ、町の魅力を積極的に情報発信してまいります。

々

次に、交流施設等の運営について申し上げます。

昨春の再オープンから順調に推移している、湯谷温泉弥山荘を運営している「地域活性化センターかわもと」の、令和3年度からの法人化と次期指定管理に向けて、引き続き積極的な事業展開をしてまいります。

町内製品の販売拠点である、道の駅インフォメーションかわもとについ

番外
野坂町長

では、現在導入しているしまね産業振興財団による、売店やレストランへの助言結果をもとに、施設と連携して集客効果のある品揃えやPRの実施、地元野菜の充実などに取り組んでまいります。

々 つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する施策についてであります。

々 はじめに、定住促進住宅の整備について申し上げます。
令和元年度と同様、因原地区に2棟の建築を予定しております。また、住まいづくり応援事業として取り組んでいる各事業を継続して実施し、住環境を充実してまいります。

々 次に、公営住宅等の維持管理について申し上げます。
令和2年度も、国の交付金を活用し、老朽化が進む五反田・川本団地の屋上防水工事を行います。今後も、ニーズを柔軟に見極めながら、「川本町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化に資する改善と維持管理を進めてまいります。

々 次に、道路整備について申し上げます。
はじめに、町道事業について申し上げます。
株式会社三協による工場進出に併せて、平成29年度より行ってまいりました三原古市線道路改良の本線工事は、3月末で完了し、令和2年度は、残土処理場の整備を行ってまいります。
中倉日向線は、引き続き道路改良工事を行ってまいります。
橋梁の修繕事業については、道路法改正により平成26年度から義務化されており、令和元年度より2巡目に入り、適宜行ってまいります。
防災・減災事業については、三島三谷線と下因原線の2路線の落石対策工事を行ってまいります。

々 次に、県事業について申し上げます。
主要地方道川本波多線の、多田から美郷町港間については、トンネル照明工事等の改良事業が、川本大橋川本側については、令和2年8月末を目途に、引き続き歩道整備が、行われる予定となっております。
一般県道川本大家線については、谷戸工区三俣側バイパス区間の橋梁上部工事が実施される予定となっております。
主要地方道温泉津川本線については、田原地内の用地調査及び橋梁設計が実施される予定となっております
河川事業については、濁川の堤防補強工事及び堤防天端(てんば)舗装、JR陸閘門撤去が行われる予定となっております。

番外 野坂町長	<p>災害防除事業については、主要地方道仁摩邑南線、川本東大橋付近において、落石対策工事が実施される予定となっております。</p> <p>農道事業については、大邑3工区におきまして、舗装補修工事が実施される予定となっております。</p>
々	<p>次に、農業耕作条件の改善について申し上げます。</p> <p>三原、因原地区で、区画整理及び用排水路の整備工事を実施し、農地集積・集約化を図ってまいります。</p>
々	<p>次に、簡易水道について申し上げます。</p> <p>施設改良工事として、久座仁多田間の配水管の布設替え工事500mを行ってまいります。</p>
々	<p>つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する施策についてであります。</p>
々	<p>はじめに、交通対策について申し上げます。</p> <p>民間事業者によりバスを運行している、江津川本間及び美郷川本間においては、地域間を繋ぐ公共交通を維持するため、沿線から高校に通学する生徒に対し、通学費の全額助成を実施しております。引き続き運行事業者と連携し、利用者の拡大を図ってまいります。</p>
々	<p>次に、地域情報対策について申し上げます。</p> <p>町内全域に整備した光ファイバー網を活用し、有線テレビなどにより情報発信に努めております。「まげなねっと」によるテレビ放送番組におきましては、町内だけでなく県内の情報もより多く提供できるよう、番組の充実を図ってまいります。</p>
々	<p>次に、防災・消防について申し上げます。</p> <p>災害に備えるために、避難訓練などを継続的に実施するとともに、消防団や自主防災組織との連携を密にして、防災・減災対策を推進してまいります。</p> <p>また、令和2年3月末に県が土砂災害特別警戒区域を指定するのに併せ、ハザードマップを作成するなど、災害に対する啓発活動に、一層力を入れてまいります。</p> <p>さらに、装備品の充実を図りながら、消防団員の加入を促進してまいります。</p>
々	<p>次に、治水対策について申し上げます。</p>

番外
野坂町長

国が策定した水防・治水対策の基本となる「江の川水系河川整備計画」により、令和2年度より、瀬尻・久料谷地区につきましては、詳細設計に取り組まれることになっております。

谷地区につきましては、矢谷川の治水対策検討を引き続き行うとともに、今後の動きを注視しながら、国・県と強固に連携して進めてまいります。

々
また、谷戸・日向地区の治水対策及び因原・尾原地区の内水排除対策につきましても、早期に事業実施されるよう、国・県に対し強く要望を続けるとともに、関係機関との協議を重ねてまいります。

々
次に、砂防・治山・地すべり対策について申し上げます。

県営砂防事業については、久座仁地内の上三宅谷において、本堤掘削工事が実施される予定となっております。

県営治山事業については、引き続き田原地内において治山えん堤工事が実施される予定となっております。

県営地すべり対策事業については、三原地内において地すべり対策工事が実施される予定となっております。

々
次に、環境衛生について申し上げます。

平成31年2月から配信を開始した、スマートフォンやタブレット端末で、ごみの収集日や分別方法等を無料でお知らせする「川本ごみ分別アプリ」の、令和2年2月末の利用登録は229件となっております。今後も様々な手法により、分別の徹底を周知しながら、ごみの減量化を進めてまいります。

邑智郡総合事務組合が整備を進めております、新可燃ごみ共同処理施設については建築工事を、最終処分場施設については造成工事等を行い、いずれの施設も、令和4年度から供用開始される予定です。

々
つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々
はじめに、地域福祉の推進について申し上げます。

生活保護受給者の割合はやや減少し、令和元年12月末現在で7.54パーミリとなり、県の保護率8.28パーミリを下回っております。様々な事情により生活困窮となられた方や、その懸念のある方へ、福祉事務所を中心に、社会福祉協議会などの関係機関との連携を強化し、セーフティネットとしての機能を高めていきます。

また、ひとり親家庭への就業促進・経済的自立に向けて、自立支援教育訓練給付金事業などにより、総合的に支援してまいります。

番外
野坂町長

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護予防の重要性を認識し、高齢者の自立期間の延伸を図るため、介護予防事業に取り組んでまいります。また、医療・介護の連携強化や生活支援体制の整備等により、地域包括ケアシステムを充実し、地域全体で高齢者を支えてまいります。

々

次に、障がい福祉について申し上げます。

令和2年度は、現行計画の検証を踏まえて、障がい児の支援や就労支援など、障がい者のニーズに沿ったものとなるよう、令和3年度から向こう3年間の「第6期障がい福祉計画」を策定してまいります。

々

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世代の経済的負担の軽減策である、保育料の完全無償化や中学生までの医療費の無償化等を、継続して実施してまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心とした、産後ケア事業や育児講座など、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援体制を強化するとともに、現在策定中の「第2期子ども・子育て支援事業計画」におけるニーズ調査結果を踏まえ、子育て支援に向けた環境を充実してまいります。

々

次に、国民健康保険について申し上げます。

平成30年度の速報値によりますと、特定健診受診率及び特定保健指導終了率が県内トップであるなど、抑制に向けて保険者として努力しておりますが、依然として医療費の高い状況が続いております。引き続き県や国保連合会などと連携して、医療費の適正化に努めてまいります。

々

次に、健診・健康づくりについて申し上げます。

病気にならないための一次予防、早期発見・早期治療につながる二次予防、重症化を予防する三次予防に総合的に取り組みます。また、がん検診受診率向上のための無料クーポンの配布や生活習慣病予防対策として、働き盛り世代を意識した各種運動教室を開催するなど、健康づくりを進めてまいります。

々

つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、高校支援について申し上げます。

まち親制度をはじめ、多くの町民の方々の協力により、地域を挙げた高校支援を行っております。卒業された方々が「関係人口」となり、地域外からの支援者となることで、引き続き本町との関わりを持ち続けていただ

番外
野坂町長

けるよう、高校支援に取り組んでまいります。

々

次に、まちごと魅力化センターについて申し上げます。

現在、島根中央高校の存続に向け、通学圏域外からの女子生徒を受け入れる施設整備を進めており、令和2年8月より管理・運営を開始する予定としております。今後も高校と連携して、地域の魅力化を図ることで、一層の生徒確保に取り組んでまいります。

々

次に、移住・定住について申し上げます。

総合戦略の核として、関係機関と連携して進めている、かわもと暮らし情報センターによる移住者支援の取り組みを強化するとともに、受け皿となる住環境の整備を継続することで、一層の人口社会増に繋げてまいります。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

令和元年度のふるさと納税寄附額は、2月末時点で1,465万円と、昨年を下回っております。

寄付額増に向けた町産品やそのバリエーションなど、寄付者のニーズに合った返礼品の開発や、川本ならではの体験型返礼品など、特異なものを提供できるサービス及び共感できる町のPRの拡大を、検討してまいります。

々

次に、企業誘致と雇用対策について申し上げます。

平成30年4月に操業を開始した株式会社三協による川本工場は、ハローワーク等の各雇用関係機関と連携して実施される説明会をとおして、人材確保に努めており、町もその取り組みを支援しています。

今後も、雇用や定住の場の確保として、工場が増設されるよう、引き続き人材確保を中心に支援してまいります。

また、桜の植栽や農村公園構想など、町の魅力やPRにつながるような取り組みを、連携して検討してまいります。

々

次に、選挙事務について申し上げます。

4月19日に投開票予定の川本町議会議員一般選挙にあたっては、法令等の遵守に努め、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。

々

次に、窓口おもてなしについて申し上げます。

令和元年度は2月末現在、転入96件、婚姻7件、出生14件となっております。

転入時には、江の川、山桜、イズモコバイモ、エゴマをはじめとした、

番外
野坂町長

絶景や特産などを写し込んだ「川本魅力コレクションカード」、出生記念には、お子様の誕生日や名前などを記した手作りの「木製プレート」をお渡ししており、好評をいただいております。

窓口対応においては、行政サービスの根幹である、明るい挨拶や丁寧な説明など、接客意識を一層高めて対応してまいります。

々

次に、公聴・広報について申し上げます。

公聴にあたりましては、より幅広く多くの方々の声をいただけるよう、ホームページやフェイスブックなどの活用を積極的に進めてまいります。また、広報については、広報誌の充実を図るとともに、行政情報をはじめ多様な情報を、様々な手法により発信してまいります。

々

次に、総合戦略について申し上げます。

次期総合戦略に盛り込むこととした、地区別の戦略の検討にあたっては、全自治会へのヒアリング調査を実施しました。この調査にご協力いただいた、県西部県民センターや中山間地域研究センターをはじめ、各方面からのご意見や、調査結果を反映し、総合戦略を策定してまいります。

々

つづいて、「健全な財政運営」に関する施策についてであります。

々

はじめに、財政基盤の確立について申し上げます。

本町が、「自立の町」として安定的に行政運営をしていくためには、財政基盤の強化が不可欠であります。

平成30年度決算において、財政の健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率や、財政の硬直化を示す経常収支比率は、県内自治体の中でも比較的優良な数値となっています。近年の大規模事業に伴う地方債借入の影響により、令和元年度以降は数値が上昇する見込みであります。令和3年度には、新可燃ごみ共同処理施設整備負担金がピークを迎えるほか、音戯館や道の駅をはじめとする公共施設の大規模改修等にも、大きな費用負担が必要となってまいります。

限られた財源の中で、次期総合計画に基づく事業を着実に実施し、戦略目標を達成するために、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々

次に、公共施設の維持管理について申し上げます。

令和元年度から設置した、公共施設等維持管理検討委員会において、予防保全的な考えも取り入れながら、健全な維持管理を進めることとしております。

令和2年度は、その中でも、緊急度や重要度等を勘案しながら、修繕し

番外
野坂町長

ていくこととしております。

々

次に、町税等の賦課、収納事務について申し上げます。

適正かつ公平な課税を行い、納税者の方々の税に対する信頼や理解を高めるとともに、滞納整理等を進めながら、税収の安定確保を図ることが極めて重要であります。

研修等によりスキルアップに努めるとともに、令和2年度も相互併任制度を活用し、県と連携して、収入未済額の縮減など収納率の向上を図ってまいります。

々

以上、令和2年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

町民の皆様や議会の皆様と力を合わせて、町政発展のため全力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

々

今定例会に提案しました案件は、条例案件6件、予算案件8件、その他案件2件であります。

後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

議 長

以上で、「町長施政方針」を終わります。

々

次に、日程第5「教育長教育行政執行方針」を行います。

番外鈿教育長。

番外
鈿教育長

令和2年第1回川本町議会定例会の開会にあたり、令和2年度の教育行政執行につきまして、川本町教育委員会の基本方針を申し述べます。

今日、知識・情報・技術をめぐる社会の変化が加速し、革新的な技術の成長期を迎え、近い将来、労働環境は大きく変革すると予測されております。

こうした急速な社会変化の中、未来の創り手となる子どもたちには、郷土の歴史や文化に誇りを持ち、支え合いながら、生涯にわたり自律的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を身に付けていくことが求められており、学校教育と社会教育とが密接に関わりながら、地域社会が一体となつて、子どもの成長を支えることが一層重要となっているところです。

また、新学習指導要領の実施に向け、情報活用能力問うの学習の基盤となる資質・能力の育成とともに、主体的・対話的で深い学びを実現する授業づくりのための「学校のICT環境整備」、持続可能な学校教育の中で教育の成果を維持し、向上させるための「学校における働き方改革」についての方

番外
鉦教育長

策も示され、新たな時代に対応した教育環境、学習指導・学校運営体制の構築が求められています。

本町においては総合教育会議における議論などを通じて、教育施策に取り組むとともに、複雑に変化していく教育環境や諸課題に対応して参ります。

それでは、教育行政執行を各項目に分けて、ご説明いたします。

々

学校教育について申し上げます。

厳しい社会を生き抜くために、子どもたち一人ひとりが自ら学びを考え、課題を発見し、その課題を他社と連携・協働しながら解決できる能力を育成することが求められる中、いよいよ小学校では新学習指導要領の全面实施となります。新学習指導要領にある「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、本町では小中学校での「学び合い」による授業改善の取り組みを継続し、友達との関係性の構築や、児童生徒の学習に対する意欲、探究心の向上を目指します。また、公教育の大きな使命の一つである「全ての子どもたちの学びを保障する」視点から、個に応じた学習支援や生活支援を継続的に実施するための人員を配置するとともに、小さな学校の特長を生かしてきめ細やかな環境づくりを進めてまいります。

異文化を理解する力を育み、グローバル化の進展に適応する人材を育成するため、外国語教育の充実に取り組んでおります。小中学校へ1名ずつ外国語指導助手を継続して配置し、児童生徒等が外国語に親しむ教育環境の充実を図り、小・中学校が連携した外国語の授業や、低学年から外国語に親しみ国際的なコミュニケーション能力と学ぶ意欲の向上を図るための基盤づくりに努めてまいります。また、英語検定費用の助成を継続し、中学校での学校ぐるみの取り組みに加えて、小学生向けの英検と事前学習会の実施など、早期から外国語の学習に取り組む意欲の醸成と環境の充実につながる事業を展開してまいります。

パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術、いわゆるICTの活用に関しては、文部科学省のGIGAスクール構想により、一人1台の端末整備が国の方針として打ち出されました。本町におきましては、新学習指導要領に対応した、育むべき子どもたちの資質・能力と学習の基礎となる情報活用能力の育成、また授業改善や教員の負担軽減等に資することができるよう、既にタブレットや電子黒板等のICT機器の充実を図ってきているところですが、国の方針に則り、今後も校内の通信環境の整備とタブレット端末等の整備を推進していくこととしております。一方で、教職員のICT機器活用支援や研修機会の充実など、ソフト面での環境整備も図ってまいります。

全ての児童生徒が等しく安心して学ぶことができる教育環境づくりへの取り組みとして、経済的困難を抱える家庭の就学援助制度による支援を行っており、平成30年度から新1年生入学用品費の入学前支給も行っておりますが、令和元年度には対象費目を一部追加し、また令和2年度はさらに対象費

番外
鉦教育長

目を追加することを予定しております。さらに、全ての児童生徒が日本スポーツ振興センター災害共済に加入し、学校での事故や怪我に備えることで安心して学校生活を送ることができるよう、「日本スポーツ振興センター保護者負担金給付金」により、保護者の負担軽減を図ってまいります。

々

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育につきましては、町民一人ひとりが、生きがいのある充実した人生を送ることを目指して参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められています。一人ひとりの個性と社会性を活かしながら、学習ニーズに応じた事業の実施に努めてまいります。

人権・同和教育につきましては、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりのため、人権意識の高揚を図る啓発活動の推進を図ります。人権週間にあわせ、町民の人権意識の啓発を促すことを目的に、毎年実施している「川本町人権を考えるつどい」は、町内の小学校・中学校・高等学校がそれぞれの活動や、連携し合った取り組みなど人権に関する学習の発表の場としてもとらえており、より一層、学校と連携した取り組みを進めます。また公民館等の活動においても人権研修の機会の充実を図ります。

公民館につきましては、よりよい地域づくり、人づくりの拠点として、また、町民の身近な学びの場として様々な学習機会の提供に努めてまいります。また、この学習することで見えてくる地域課題や町づくりについて、課題解決や地域のリーダーとなる人づくりに努めてまいります。なお、川本北公民館は三原まちづくりセンターに名称を統一します。公民館活動はこれまで通り三原の郷未来塾をはじめ、地域の方々と協働し活動してまいります。

読書活動につきましては、各世代の読書に親しむ環境づくりが重要であり、町民の多様な学習要望に応えるため、かわもと図書館の充実や、読み聞かせボランティア育成に取り組めます。また、移動図書館や図書館まつりなどの館外活動や、公民館と連携した「ぶっくんdeリフレ」の実施など、地域での読書機会の拡充や読書普及啓発活動に努めてまいります。幼少期から、読書週間を定着させるために実施しているブックスタートについて、現在、乳幼児を対象にブックスタート・フォローアップ事業を行っていますが、妊婦の方を対象にした「マタニティスタート事業」を新たに開始し、健康福祉課と連携して推進します。また、小・中学校の図書館には専任の司書を引き続き配置し、学校教育と連携しすべての児童生徒が広く読書活動ができる環境づくりに取り組めます。

ふるさと教育につきましては、地域の自然、歴史、文化といった教育資源、いわゆる「ひと・もの・こと」を活かし、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに愛着と誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むことや、地域の一員としての地域へ貢献、及び地域を大切にする心を培っていくことを目的に取り組んでいます。小中高が縦の連携を図り、それぞれの年代で地域の

番外
鉦教育長

教育資源を活かした教育活動が行えるように学校と地域を繋ぐ役割を果たしてまいります。

々

次に、文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館は、地元住民の文化芸術に親しむ場であり、また文化芸術に携わる方々の練習や発表の場としての役割を果たしてきました。多くの世界的奏者や指揮者にも認められた音響ホールを活かしてコンサートなどの自主事業や他団体との連携事業も積極的に取り組みます。その一つとして、NHKとの共催で「のど自慢」が10月18日に開催されます。小規模自治体で前回から4年という短い期間での再公演は非常に珍しく、悠邑ふるさと会館があるから川本町だからこそ実現されたものであり、今後も多くの皆様に楽しんで頂けるよう努めてまいります。

文化財保護につきましては、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産であり、適切な保護・調査と整備、活用を図るとともに、普及・啓発に努めます。県史跡に指定された「丸山城跡」につきましては、曲輪や登城路の草刈や除伐など、史跡の適切な管理を行います。

々

次に、スポーツ振興について申し上げます。

現代の高齢社会において、健康・体力づくりへの関心はますます高まっており、健康で生きがいのある生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動の充実が求められております。生涯を通じてスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、スポーツ推進委員及びかわもとスポーツクラブや川本体育協会と連携して各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、中高年者へのスポーツ推進へのスポーツ推進として、ニュースポーツや軽スポーツなどスポーツに親しむことのできる環境づくりを、地域や福祉事業などと連携して取り組んでまいります。

々

次に、都市交流について申し上げます。

広島県坂町と1986年10月に姉妹都市縁組を締結し34年目を迎えます。小学生の交流では、夏は広島の花、冬は島根の雪を主に自然体験などを通して交流事業を継続しております。その他に女性交流会、少年野球チーム、ペタンク協会の交流など引き続き支援しつつ、新たな団体交流の橋渡しについても進めてまいります。

々

以上、令和2年度の教育行政に臨む基本姿勢等について申し上げます。

川本町の将来を担う子どもたちが郷土に愛着と誇りをもち未来に向かってたくましく成長していくことができるよう、町民一人ひとりが生涯を通じて豊かに学ぶことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関・団体等との連携を図りながら、本町教育のより一層の充実・発展に全力で取り

番外
鉦教育長 組んでまいります。
町議会並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 以上で、「教育長教育行政執行方針」を終わります。

々 ところで暫時休憩をいたします。10時40分より再開いたします。
(午前10時27分)

々 会議を再開いたします。 (午前10時40分)

々 お諮りいたします。
この際「日程第6、議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」から、「日程第21、議案第16号、工事請負契約の締結について」までを、一括議題にしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」いたしました。

々 執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。
それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 はじめに、「日程第6、議案第1号」についての説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課長 「議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。
21ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。
今回の改正につきましては、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により、会計年度任用職員制度が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、これに対応するため関係条例の一部を改正するものです。法律改正に伴い、上位法令の引用部分等について、関係部分の改正をするものでございます。
改正する条例につきましては、1つ目として、川本町職員定数条例、2つ目として、(川本町) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等から始まりまして、裏の22ページ最後の、職員の旅費に関する条例まで、合計13の条例を一括改正するものでございます。
5ページから20ページまで、各条例ごとに新旧対照表を付けております

番外左田野
総務財政課
長

ので、そちらの方で詳細の改正の詳細についてはご覧いただければと思っております。
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、「日程第7、議案第2号」から、「日程第9、議案第4号」について説明を求めます。番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ちづくり推
進課長

それでは、「議案第2号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」説明をいたします。

今年度、因原地区に定住促進住宅を整備しましたので、当該地区における、住宅の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

2ページをご覧ください。第9条第4項におきまして 家賃減額に係る18歳未満の子どもの数の定めがございしますが、他地区の同様の住宅では限度を3人としておりますが、当該地区の住宅につきましても、限度を4人としております。また、4ページ、別表1に月額家賃を定めておりますが、他地区の同様の住宅では25,000円としておりますが、当該地区の住宅につきましても40,000円としております。

なお、付則といたしましてこの条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々

続いて、「議案第3号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明をいたします。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条の使用料につきましても、これまで必要な実費を使用者から徴収することとしていた定めを、使用料として納付していただくことに改正をしております。使用料の月額につきましても別表に定めておりますが、月額を改正し38,500円としております。

なお、付則といたしましてこの条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

々

続きまして、「議案第4号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明をいたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

今年度の携帯エリア整備事業において、新たに白地地区しらじに2局、絵堂地区に1局の基地局施設を整備しますので、施設の名称及び位置を条例に追記するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「日程第 10、議案第 5 号」について説明を求めます。
番外高良町民生活課長。

番外高良町 それでは、「議案第 5 号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定に
民生活課長 ついて」ご説明いたします。

3 ページの説明資料をご覧くださいませ。

「1. 提案理由」ですが、本議案は上位法令である「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正されたことから、本条例について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、「2. 概要」のところですが、印鑑条例第 2 条には、印鑑の登録を受けることができない者を示しておりますが、このうち「成年被後見人」を、「意思能力を有しない者」と改めるものであります。

これまで、成年被後見人であれば、一律に、印鑑登録はできないものとされてきましたが、成年被後見人であっても、意思能力があれば印鑑登録ができるものであります。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「日程第 11、議案第 6 号」について説明を求めます。
番外宇山地域整備課長。

番外宇山地 失礼いたします。「議案第 6 号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正
域整備課長 する条例の制定について」ご説明いたします。

この議案は、道路法施行令の一部改正する政令に伴い、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

11 ページの説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

改正の要旨につきましては、令和元年 9 月 27 日公布、令和 2 年 4 月 1 日に施行される道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日からでございます。

改正の概要につきましては、道路占用料の額につきまして、平成 30 年度に行われた算定基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準変動等を反映して、占用料を改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「日程第 12、議案第 7 号」について説明を求めます。
番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

「議案第7号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第5号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ35,145千円を追加し、歳入歳出の総額を4,675,901千円とするものでございます。

17ページ以降に説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。まず、18ページの歳出の方をご覧ください。

総務費の公共施設等総合管理基金積立金92,500千円は、歳入の諸収入に計上しております、三江線代替交通運営費用協力金92,500千円の同額を、今後の施設維持などのために積み立てるものでございます。地域おこし協力隊経費10,830千円は、雇用実績による減額でございます。住まいづくり応援事業空き家改修費補助金9,002千円は、実績による減額でございます。F T T H施設支障移転費3,000千円は、県の災害復旧事業分などによる増額補正でございます。公衆無線LAN環境整備工事費2,805千円は、実績による減額でございます。集落支援員経費1,631千円は、雇用実績による減額でございます。邑智郡総合事務組合負担金1,331千円は、このたび3町が合意しました、過年度分の悠邑ふるさと会館の電気料の川本町負担分でございます。F T T H利用者設備工事費798千円は、引き込みや撤去などの増加に伴い、工事費に不足が生じたことによる増額でございます。生活バス路線確保対策補助金572千円は、実績による減額でございます。

民生費の後期高齢者医療特別会計への繰出金2,489千円は、医療費の増加に伴う、後期高齢者医療広域連合への負担増に伴う増額でございます。難聴児補聴器購入助成金194千円は、対象となる助成が見込まれることに伴う計上で、補助金を受けて行います。子育ての為に施設等利用給付費56千円は、制度利用が見込まれることとなったことに伴う補正で、国と県の補助金を受けて行います。

衛生費の嘱託職員経費2,450千円は、雇用実績による減額でございます。

農林水産業費の地域おこし協力隊経費12,954千円は、雇用実績による減額でございます。後者造林事業委託料7,312千円は、農業次世代人材投資資金1,184千円は、事業実績による減額でございます。森林環境整備基金積立金908千円は、歳入に計上しております森林環境譲与税の増額分の積立でございます。

商工費の地域おこし協力隊経費9,532千円は、雇用実績による減額でございます。川本中央駐車場区画線整備工事費1,248千円は、経年によりまして区画線が消えてきたため、線の引き直しを行うものでございます。

土木費の定住促進住宅整備事業費3,087千円は、建築棟数の減などによる減額でございます。

教育費の地域おこし協力隊経費5,230千円も、雇用実績による減額でございます。

番外左田野
総務財政課
長

17ページ、歳入の方をご覧ください。

地方贈与税の森林環境譲与税908千円は、譲与税の金額の増加に伴う増額でございます。

使用料及び手数料の546千円は、多田バス車庫・休憩所の利用料でございます。

国庫支出金の公衆無線LAN環境整備補助金は、最初の方にもありました事業の実績に伴う減額でございます。子育てのための施設利用交付金27千円は、先ほども歳出でございましたが、制度利用の見込みに伴う補正でございます。

県支出金の、しまね定住推進住宅整備支援事業補助金11,647千円、農業人材力強化支援事業補助金1,184千円は、事業実績による減額でございます。生活交通確保対策交付金212千円は、実績による増額でございます。難聴児補聴器購入助成事業補助金及び子育てのための施設利用交付金は、利用が見込まれることに伴う補助金でございます。

諸収入の三江線代替交通運営費協力金92,500千円は、先ほども申しましたが代替交通の運行に係る支援金でございまして、同額を基金に積み立てることとしております。造林事業受託収入7,467千円、及び学習交流センター実費徴収金2,074千円は、実績による減額でございます。悠邑ふるさと会館実費徴収金5,925千円は、過年度分の悠邑ふるさと会館の電気料の3町分の徴収金でございます。光ケーブル移転補償費2,003千円は、県の災害復旧事業分の収入でございます。協働のまちづくり事業補助金2,000千円は、今年度分の事業が不採択となったことに伴う減額でございます。

町債の定住住宅整備事業債1,900千円、公衆無線LAN環境整備事業債900千円は、それぞれ事業費の確定に伴う補正でございます。

繰入金、財政調整基金繰入金41,700千円は、このたびの補正予算の収支によりまして、取り崩しを減額することにしたものでございます。

19ページをご覧ください。

第2表、明許繰越費の関係でございます。

今年度の事業のうち、次年度に繰越となる見込みの事業費を計上しております。

総務費では、携帯電話等エリア整備事業費の方で89,260千円、防災倉庫整備事業で19,202千円。

民生費では、プレミアム商品券事業810千円。

農林水産業費では、農地耕作条件改善事業の三原2地区10,100千円、因原地区5,407千円、弥山荘源泉受水槽更新事業3,486千円。

土木費では、橋梁長寿命化事業8,000千円、町道三原三谷線落石対策事業60,800千円、町道中倉日向線道路改良事業22,000千円、町道三原古市線整備事業240,000千円でございます。

第3表、地方債補正関係は、先ほど申しましたように住宅整備事業で1,

<p>番外左田野 総務財政課 長</p>	<p>900千円の増額、地域情報化対策で900千円を減額としておりまして、補正後の年度末限度額は755,059千円と見込んでおります。</p> <p>20ページをご覧ください。</p> <p>基金の状況でございます。</p> <p>今回の補正予算を反映した結果、年度末の基金残高は2,178,366千円となる見込みでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「日程第13、議案第8号」について説明を求めます。</p> <p>番外櫻本健康福祉課長。</p>
<p>番外櫻本健 康福祉課長</p>	<p>「議案第8号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について説明させていただきます。</p> <p>このたびの補正予算では、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ2,489千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136,177千円とするものです。</p> <p>4ページ目に資料をつけておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>今回の補正は、給付費の伸びにより市町村負担金決算見込額が当初見込より増額したことに伴い、療養給付費負担金追加分として、後期高齢者医療広域連合納付金2,489千円を歳出予算に追加し、財源分として、同額を歳入予算の一般会計事務費繰入金に計上するものです。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「日程第14、議案第9号」について説明を求めます。</p> <p>番外宇山地域整備課長。</p>
<p>番外宇山地 域整備課長</p>	<p>「議案第9号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。</p> <p>この議案は、地方自治法第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を補正して定めるものでございます。</p> <p>2ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。</p> <p>繰越額は、10,130千円、工事内容につきましては、邑智郡総合事務組合が行っております、新可燃ごみ処理施設整備事業に付随した、町道津梅地三谷線道路拡張工事に伴う水道管支障移転工事でございます。</p> <p>4月末に工事完了予定となっております。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「日程第15、議案第10号」について説明を求めます。</p> <p>番外左田野総務財政課長。</p>

番外左田野
総務財政課
長

「議案第10号、令和2年度川本町一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和2年度の一般会計当初予算の編成にあたりましては、特に人口減少対策として効果の高い事業に継続して取り組むこととしました。その結果、予算総額は4,099,423千円となりました。

これは、前年度の当初予算と比較すると、18.4%、925,071千円の大幅な減額となっております。

予算説明資料をご覧いただきたいと思えます。

ピンク色の紙で、予算説明資料と書いておりますが、それ以降が説明資料となりますので、そちらの9ページをご覧ください。

減額となった主な要因としましては、歳出の方を見ていただきますと、これにつきましては町長の施政方針の中にもふれておりますが、昨年度当初予算に計上しておりました中で、総務費に計上しておりました、まちごと魅力化センター整備事業626,685千円、防災倉庫整備事業35,600千円。また教育費に計上しておりました、かわもと音戯館大規模改修事業75,000千円等が改元となったものが主な原因としてあげられております。

歳入につきましては、それらの事業に係る町債の減額が一番大きな要因となっております。

歳入のうち、10款の地方交付税につきましては、令和2年度新たに創設される地域社会再生事業費や、会計年度任用職員制度への対応費等に加えまして、公債費の算定増分などが見込まれたことによりまして、13,837千円の増額、2,039,512千円を計上することとなりました。

12ページをご覧ください。

地方債につきましては、過疎対策事業債の内のソフト分80,000千円、それから臨時財政特例債59,497千円を含んで、総額で571,197千円を計上しております。前年度と比較しますと、695,844千円、54.9%の大幅な減額となっております。

基金につきましては、139,540千円の取り崩しを見込んでおりますが、この額は前年度と比較しまして、財政調整基金の取り崩しを大幅に抑制することができた関係もありまして、99,925千円、41.9%の減額となっております。これらによりまして令和2年度の基金残高は、総額で2,056,445千円と見込んでおります。

なお、詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会においてご説明申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、「日程第16、議案第11号」から「日程第17、議案第12号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健

「議案第11号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」につ

康福祉課長 いて説明させていただきます。

まず、第1条において、令和2年度の国民健康保険事業特別会計の予算総額を、歳入歳出それぞれ494,243千円としております。

第2条において、一時借入金の最高限度額を100,000千円とし、第3条において歳出予算の流用について定めております。

予算の概要ですが、予算総額は、前年度と比較して、39,895千円、約9%増となっております。増減の大きなものとして、まず、医療費の伸びにより、保険給付費が対前年度51,994千円の増額となっております。一方で納付金につきましては、前期高齢者交付金の影響もあり対前年比10,538千円の減となっております。

詳細につきましては、後ほど設置予定の、予算特別委員会で説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

々 続きまして、「議案第12号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。

令和2年度の後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ143,858千円としております。

予算の概要ですが、予算総額は、前年度と比較して11,145千円、約8%増となっており、主に、医療費の伸びに伴い後期高齢者医療広域連合納付金が対前年で11,467千円増となっております。詳細につきましては、後ほど設置予定の、予算特別委員会で説明させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 次に、「日程第18、議案第13号」から「日程第19、議案第14号」について説明を求めます。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 「議案第13号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7千633万円でございます。

対前年、101.5%、2,495千円の増額となっております。増額の主な要因は、電気料等、需用費の増額及び検定切量水器取替の数量が例年より多いためでございます。

詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

々 次に、「議案第14号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」についてご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千5百31万6千円でございます。

対前年、108.2%、4百17万円の増額となっております。増額の

番外宇山地域整備課長 主な要因は、令和6年度から実施する予定の公営企業会計に向けて、固定資産等の調査を行うための委託に伴うものでございます。

詳細につきましては、後ほど設置予定の予算特別委員会で説明を致しますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 次に、「日程第20、議案第15号」について説明を求めます。
番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 「議案第15号、債権の放棄について」説明いたします。

この議案は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本町が有する債権を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する債権の内容は、「川本北地区農用地開発事業償還資金貸付金」で、貸付金総額4,683,566円から償還済みの金額783,102円を差し引いた現在の未回収金3,900,464円、これが放棄する額でございます。

放棄する債権の相手方は平成3年12月6日、貸付契約者でございます。平成30年1月3日に死亡されている方でございます。

放棄する理由でございますが、債務者が平成30年1月3日に死亡しましたが、債務者の法定相続人は、全員が相続放棄をしております。また、連帯保証人の法定相続人についても、全員が相続放棄をしたことにより、債権を回収する見込みがないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長 次に、「日程第21、議案第16号」について説明を求めます。
番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 「議案第16号、工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

本議案は、令和2年2月27日指名競争入札に付した「令和元年度 社会資本整備総合交付金事業 町道三原古市線第4工区道路改良工事」について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和元年度 社会資本整備総合交付金事業町道三原古市線第4区道路改良工事。

契約の方法は指名競争入札。

契約の金額は77,314,600円。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、株式会社江ノ川開発 代表取締役 山口嘉夫氏でございます。

番外宇山地
域整備課長 工事内容につきましては、残土処理場の整備及び町道三原古市線道路改良
工事によって痛んだ既存町道の舗装修繕等でございます。
以上、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議 長 以上で、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々 此れより全体審議、質疑を行います。全員協議会に切り替えます。
(午前11時14分)

(全員協議会に切り替える～議案第1号から議案第16号までを審議・質疑)

議 長 「議案第1号」から「議案第16号」までの質疑を行います、各会計の当
初予算議案の「第10号」から「第14号」までの5議案は、後ほど設置し
ていただきます予算特別委員会で審議・質疑を行っていただきますので、こ
の場での質疑は除きます。

々 それでは、「議案第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」の質疑を行
います。

々 質疑はありませんか。質疑ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第2号、因原地区定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第3号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
7番大畑議員。

7番
大畑議員 料金の改定という事ですが、今度、交流室の料金を取る事になっていま
すね。交流室の今までの利用実績、それから居室短期利用ですけれども、これ
が550円という事ですけれども、これの利用実績と550円というのはち

7番
大畑議員 よっと安いような気がするんですけども、どうなのでしょう。お答え下さい。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ち推進課長 利用実績につきましては、ちょっと手持ち資料がございませんので、後ほどお示しをさせていただきたいと思います。短期利用の居室、1泊の使用料550円、以前は500円でしたが550円としております。これは目的としましては、学習研修を行う者への限定での施設利用ということにしております。例えばですね、中央高校に教育実習で来られる方とかですね、そういった方が実費という事で、これまではお支払いをいただいていたというものでございますが、この度の550円の算出をするというところで、光熱水費については、負担割合を100%するという事と、それから短期間の施設使用も殆ど発生しないので、負担割合は0%である。光熱水費が6,615,000円、概ね年間で掛かっておりますので、これを一日に戻しますと概ね400円という事になります。この400円というところでございますが、短期の割り増しという事で、一応100円の割り増しを付けております。それを基本料金500円といたしまして、その消費税50円を付け加えたという算定の基準をしております。

議 長 7番大畑議員。

7番
大畑議員 安いか、高いかの判断なんです。一泊、泊まれるのに、ぜんぜんこれは高校生じゃないですよ。高校生じゃないというか中央高校の高校生ではない人が泊まるわけですから、この宿泊料そのものが安いんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこをちょっとお伺いしたいんですよ。

議 長 番外杉本まちづくり推進課長。

番外杉本ま
ち推進課長 この施設はあくまでですね、一般的な宿として運営をしているわけではございませんので、旅館業法に則ったものではないというところがありますので、こういった金額設定をしております。

議 長 よろしいですか。
(「よろしくはないですけど、ひいておきます。」大畑議員の声)

々 他にありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長 次に、「議案第4号、川本町携帯電話等基地局施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第5号、川本町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
2番木村議員。

2番
木村議員 改正の概要の関係でですね、「成年被後見人」から「意思能力を有しない者」という事についての、今一度その具体的な定義を教えてくださいなんですが、誰が判断し誰がそのようにするのかということについて、実印という事になりますので、扱いによってはたいへんなものが発生するのではないかなというふうに考えますので、そこらの判断基準等の関係についてお尋ねします。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 今のご質問でございますけれども、まず国の通知では法定代理人の方の動向があって、且つ被後見人の本人による申請がある時には、意思能力がある方と見なしなさいというふうに出ています。具体的には、もしそこでやりとり意思能力の云々に関しましては、何か疑義等があれば、一緒に同行される法定代理人の方に能力の有無を聞くのが、現実的であるというふうに出ていますので、そういった事に基づいて対応していきたいと思っております。

議 長 はい、2番木村議員。

2番
木村議員 その法定代理人というのがちょっと聞き漏らしておりましたので、アレなんですけど。ですから仮に認知とかですね、意思判断が出来ないというジャッジを医師の証明とかでそういうような付帯は付けるのは無いという事ですね。ただ法定代理人さんが同席されて、この人は大丈夫ですよと言った場合には、印鑑証明の関係の登録が出来るという事でしょうか。

議 長 番外高良まちづくり推進課長。

番外高良町 仰るように窓口での対応はあくまで、その一緒に同行される法定代理人の

民生活課長 方にも最終のご意見を聞いて判断する事になります。

議 長 失礼しました。今、高良まちづくり推進課長と言いました、町民生活課長の間違いです。たいへん失礼しました。
よろしいですか。
（「はい、いいです」の声あり）

々 他に質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第6号、川本町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第7号、令和元年度川本町一般会計補正予算（第5号）」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
3番高良議員。

3番 高良議員 先ほどから拝見していると、その実績による減という項目がたいへんに多いわけですが、一応、当初こういう人材を確保しようとか、こういう事をしたいという事で予算を組まれて計画されているわけですが、それがこういう状態で減の項目がたいへん多いわけですが、それによって町の施策を進める上でのこれが支障になっているのかいないのか。いつもこうやって人がこれは今回だけではないんですが、人が集まらないという事をどう考えておられるのか、これからもこのようなやり方をされていくのか、その辺をお聞かせ下さい。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野 総務財政課長 失礼します。まず各事業ごとの雇用につきましては、ちょっと答えにくいところがありますが、全体としましては、これまで昨年までの当初予算計上時には各課のヒアリングをしまして、こういう人材が是非、活躍して欲しいという事で募集をするんだという事で申し出があって、それは町としてもそちらの方向で活躍してくださる方が居られれば、たいへん良い事なのでとい

番外左田野
総務財政課
長

う事で採択したものにつきましては、歳入歳出の方で予算計上しておりました。ただ、今、議員ご指摘のとおり実際には、こちらの方で一生懸命公募なり募集しましても、応募いただけなかったという事で、事業実施が出来なかったものもございます。そういったものについて今回、減額させていただいております。今年度予算編成にあたりましては、そういった募集については、せっかくの機会ですし、そういう方が活躍して下さるっていう事は本町にとっても非常に良いことですので、引き続き募集はする事としております。ただ予算編成につきましては、こういうふうにならざる事が多くございますので、最低限の見込まれる分、もの、プラスアルファぐらいのものをちょっと今回計上させていただいて、実績に応じて実際に雇用が出来ましたらその時点で補正対応等をするというような手法に今回は少し変えるようにしております。全体としましては是非々活躍して欲しいという事で、各事業とも各課共に募集をしているところでございますので、応募いただけるのが一番良いことではございますが、応募できていない、募集できていない、採用できていないという実績も少しございますので、それについては今後とも取り組む事としていきますし、そこについては最低限必要なというよりも地域おこし協力隊等につきましては、これから町と一緒に活躍していただける人材を募集したいという事で、事業発展的にはなかなか広がっていないかも知れませんが、町事業に直接的な影響があったという事ではないというふうに理解しております。

議 長

3番高良議員。

3番
高良議員

今の説明で言われる事は良く分かるわけですが、実際に使っていないから減額するというその手法は別に問題だとは思わないんですが、ただ施策をやられる上において、これだけの人間がいる。地元でなかなか手立てが出来ないから地域おこしの方をお願いしようとか、そういう施策を推進する上においての力として採用していこうと多分、思われているんだろうと私は考えるわけですが、そうすると当初ここまではこういう状態にしたいなという施策の内容が、そういう人が来てもらえない事によって達成されていないという現実になっていると思うわけですが、これからせっかく町長も替わられた事ですし、その施策が途中で足踏みをするような事があってはいけないと思うので、その辺のところの施策に対する達成度というものもある程度、重きを置いて考えていかれたらどうか思うのですが、その辺はどうでしょう。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

ただいまのご指摘がありました。実際の現実の雇用情勢も反映するであろう事も含まれての現実での対応かなと思っております。ご指摘の意見も踏まえて、また現在、次期戦略、或いは計画策定に向けてですね、より一層、

番外
野坂町長 実際に町が目指したい方向と現時点どういう人に来ていただけるかという見極めをより精度を高めながら、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他にありませんか。7番大畑議員、じゃあ先に4番石川議員。

4番
石川議員 良いです。
（「どうぞ、はい。」議長の声）
まずですね、資料についてこの場に持ち合わせていないという答弁をよく耳にするわけですが、推定される質問についての資料についてはですね、全て用意されてこの場に臨んでいただきたいという事をまず申し上げておきます。その上で予算説明資料の17ページの歳入の方ですけれども、先ほど高良議員も申しましたけれども、いろいろありましたけれども、協働のまちづくりの事業助成金、これが200万マイナスになっておりますけれども、この協働のまちづくり事業というもの、これはどういう種類のものであったのか教えていただきたいというふうに思います。それから歳出の方ですけれども、4の衛生費、保健師さんの1名マイナスというふうに書いてありますけれども、これは保健師を予定をしていたけれども、採用できなかったと、こういう理解でよろしいんですか。以上、2点お願いいたします。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長 私の方から、まず歳入の協働のまちづくり事業の方について説明させていただきます。この事業につきましては、県の市町村振興財団の方がもっている補助金でございまして、新規性のある事業などについて市町村の取り組みを応援するという事業でございまして、この度なかなか町としてその対象たる事業を探しあぐねておりまして、この中で今回、総合戦略を策定しますのでそういったものが対象になるのではないかと想定しまして協議しましたが、総合戦略の策定等にかかる経費については、その対象にならないという事で、今回、不採択となったものでございます。今後ともこういった有利なものにつきましては、いろいろ事業の中で適正なものがありましたら、相談しまして出来るだけ採択を目指していきたいと思っております。

議 長 番外健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 保健師の確保のところでございます。ご存知のように有資格者でもありまして、なかなか応募しても雇用に繋がってこないというところではあります。それで本年度については有りがたい事に2名の新人保健師が正規職員として

番外櫻本健康福祉課長 入庁しまして、一生懸命やっております。うちは今、保健師が5名を配置しておりますけれども、ただなかなかどうしても女性の保健師という事で子育て世代という事もあって産休・育休も多い職場でございます。限られた人数のところではやってはおりますけれども、何とか令和元年度はちょっと募集は無かったですけれども、やってきている状況でございます。

議 長 はい、他に。2番木村議員。

2番木村議員 皆さん似たような意見ですけど、私も同様にですね町長にもお話をいただきましたけれども、次年度からそういう協力隊等の関係の人材を川本町にもっと積極的に取り組んでいただきたいという事で、よろしく願い、これは意見ということ。19ページの総務費の中で防災倉庫整備事業とあるんですけど、これはいつごろ実施されるのかなという事をお聞きしたいという事と。これをちょっとお聞きしたい。

議 長 番外総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 失礼します。防災倉庫の整備事業につきましては、既に入札等を行っております。ただ建設予定地で支障の補償等がありまして、そういった関係で少し完成が年度を越しそうなところで、安全策をとりまして、今回繰越予算を計上させていただいたところでございます。遅くとも5月くらいには終わるものと考えております。

議 長 2番木村議員。

2番木村議員 その支障というのは、何が支障で延期という事なんですか。今、支障と言われましたよね。

議 長 番外左田野総務財政課長。

番外左田野総務財政課長 支障というのは通称で支障移転という言い方をしますが、そこにあるものの保障でありますとか、もともとの動かすもの等々の準備作業、それから地質調査等に手間取りましたので、そういった関係で遅れたというところがございます。

議 長 はい、2番木村議員。

2番木村議員 これは意見でありますけれども、想定場所はですね狭い導入通路等の関係もお考えなんでしょうか。一度にですね、資材を今そこの役場の駐車場跡地にといいふうに伺っていますよね。場所はそこで良いんですよね。庁舎のそ

2番
木村議員

この裏のところ。そこの導入がですね、一度に各自治会等のいろんな災害等がおきた場合にですね、そういう車の出入り等の関係についても、ある程度想定されているのでしょうか。今でしたら2トン車とか4トン車、大きな車が入ってくる場合に身動き付かないような状況になろうかと思うのですが、そういう事も想定されていますか。

議 長

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課
長

町有の災害備蓄品等、それとか町の機器等を入れますので、たくさんのそういう車両がその時に出入りするというのは、あまり想定をしておりません。前の広さとかも含めまして、普通車のトラック等であれば、十分出入り出来るというふうに考えています。

議 長

よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員

今、3点ほどお伺いしようと思ったんですけども、高良議員と木村議員が私のところの2点については質問されたんですけども、地域おこし協力隊のこれ10名ですよ合計するとね。これはちょっと甘すぎるんじゃないかと思えますね。それで人口問題と絡めて考えると、もうちょっと積極的にやらなきゃいけない問題でもあろうし、それからこの募集の内容がやっぱり地域おこし協力隊に応募しようとする人に魅力あるものになっていないからこないんじゃないかという観点にたってやらないと、同じ事の繰り返しになるんじゃないかなと思えますよ。それで地域おこし協力隊の一時のブームはちょっと去っているわけですから、応募者がちょっと減っていると思うんですよ。だからこれもひとつの各自治体の人口の奪い合いのひとつなんですよ。だからもうちょっと魅力ある応募をしていただきたいというふうに思います。それから今の防災倉庫ですけども、これ当初予算にあったものなんですよ。当初予算にあったものが、繰越になる。しかも防災倉庫、これはちょっとね納得いかないんですよ。取りかかりが遅かったのか、何なのか、補正で例えば9月とか何かで遅れたというのなら分かるんですけども、これは遅れたというのがちょっと私には理解できないんですよ。取り掛かりが遅かったのか、どうなのか、大きな問題があったのかどうなのか。これ、土地購入は、いつ頃、済まされていますか？

議 長

番外左田野総務財政課長。

番外左田野
総務財政課

遅かったのではないかとこのところについては、受けざる？を得ないところもあると思います。ひとつずつもう少し出来たのではないかとこのところ

長 　　をひとつずつ検証すると、もう少し出来た部分があろうかと思っております。全体で通しますと予定しておりました土地の変更はございませんが、まず、あそこが道路に面していないという事で、所有者等々の協議も時間が掛かったところがございます。そういったところで、そういった協議の結果、ご納得いただき金額面でもご納得いただいて、用地の取得を完全に済ませましたのが年末まで掛かっております。そういった関係で工事発注が年明けになりました。また設計の方も町内の設計をされるところで相談したんですが、なかなか設計の方がプレハブという事で難しいという事で、そこで設計自体の入札も行ったりした関係もございまして、時間が掛かったところがございます。たいへん申し訳ございません。

議 長 　　はい、大畑議員。

7番
大畑議員 　　もうひとつ、ちょっと質問がありますので。これも繰越になっているプレミアム付きの商品事業ですけども、これはあんまり私は魅力があるものだとは思っていません。これは政府がやる事なんで、それはやらなきゃいけないと思うんですけども、今年度は2月の終わり頃から毎日のように無線で放送されていましたが、だいたい全体の対象者の中から、どのくらいの応募があって、今どのくらい済んでいるのかとか終わっているのか、お伺いします。

議 長 　　番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健
康福祉課長 　　プレミアム付き商品券、販売自体はですね2月末をもって終了をしております。まだ確定値ではないですけども、今現在の拾い出した数字で見ますと、対象がだいたい950人で、販売実績の方が冊数で言いますと5,000円分が5冊綴りというふうになってはいますが、それが冊数で言いますと1415。これを1人あたり5冊買ったとして割り戻しますと、だいたい283人というふうになります。率にしますと29.6%、約3割ということですね。どうも全国の状況を見ると、やっぱりだいたい3割というのが軒並み多いような状況というふうにも伺っております。ちょっと未だ確定値ではございませんが、だいたい実績としては30%というところの状況でございます。

議 長 　　番外野坂町長。

番外
野坂町長 　　大畑議員の最初のご質問のところで、地域おこし協力隊のところについて、改めてご答弁させていただきますと、議員ご指摘のとおり地域おこし協力隊の効果については、近年、全国的にも評価されているという事でご指摘のとおりであろうと思っております。まさに人口減少対策をこの川本町で実践するとすればですね、私も副町長在任中からして、この度、このような形で就

番外
野坂町長 任させていただきます、一定程度、人口の社会増にですねこれは地域おこし協力隊という施策だけではなくて、定住住宅という施策の効果もあろうかと思っておりますが、近隣もしくは県内の他市町に比べてもですね、社会増のところへの寄与は大きいと思っております。議員ご指摘のとおりですね、その地域おこし協力隊に何を町として担っていただきたいかという事をですね、しっかり意識しながら次期の取り組み、来年度の取り組み、更に計画戦略に反映して、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長 他にありませんか。
1 番山口議員。

1 番
山口議員 悠邑ふるさと会館の実費徴収金の徴収の金額の問題ですが、この電気代問題ですね、これはたいへん大きな問題で町政に対する町民の不審を招いている問題であるというふうに思いますけど、これは一応の決着を見たということなんですが、まずお聞きしたいのはそもそも電気代に関する本町の税金が幾ら使われているのか、全体額を出していただきたい。おそらくメーターが付いていなかったとかいうような事で推定額しか出ないかと思いますが、しかし現在の実績から見ると一定の推定もできるわけですから、どれくらいの税金が注ぎ込まれたのかというのをお聞きしたい。これは従来からお聞きしている事ですが、これを第一点お聞きしたいと思えます。それから2つ目にですね、第三者委員会をいれて、この請求出来る電気代を出しているわけですが、1, 160万ですか。それが結果として590万、その半額になっている事の整合性ですね、この理由についてお聞きしたいというふうに思います。

議 長 番外谷川副町長。

番外
谷川副町長 総額につきましては、前町長も言うておりましたけど全体額をお示しする事は、出すことは難しいという事でお示しをしております。それから先ほど第三者委員会のこと前回の全協の中でもお話しておりますけれども、あくまでもその額を基にして話し合いをなささいという事ですので、その額でという事ではないというふうに認識しております。

議 長 他にありませんか。
はい、無いようですので質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第8号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。

々 これについての質疑はありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第9号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第15号、債権の放棄について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
3番高良議員。

3番 高良議員 ちょっと私の理解力不足かも知れませんが、ちょっと教えて下さい。これは債務者が亡くなられたという事で、それで法定相続人が全員相続を放棄したという事で、今度、連帯保証人の方にこの債権を払って下さいという話がいくと思うのですが、その時点で既に連帯保証人の方は亡くなられていて、その法定相続人の皆さんが既に相続放棄をされていたという事なんですか。その辺を詳しく教えて下さい。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 本件の債権につきましては、ご質問のとおりで、債務者はこの議案のとおり亡くなられて、その方についての法定相続人の方は相続放棄をされました。この貸付契約をされた時に、債務者と連帯保証人が2人付いておりましたが、そのお二方とも死亡しております。その方についても相続人が相続放棄をされて、請求していくさきが無くなったという状況でございます。

議 長 はい、3番高良議員。

3番 高良議員 その相続人の確定と言いますか、その法定相続人で例えばけっこうややこしいんですが、兄弟のとか、その兄弟の方が亡くなられていたら甥とか姪とかというような代襲相続というような事もあるわけですが、その辺の事も全部これは確認されて全て相続放棄が完了しているという事で、法的にも全く問題がないという事でよろしいのでしょうか。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産
業振興課長
番外湯浅産
業振興課長

相続放棄を子どもさんがされると、その債務者本人の兄弟さんにいくというそういう民法の規定になっておりまして、そのように町と言いますか町村会の顧問弁護士に相談いたしまして、そこら辺を確認して、そういう手続をと言いますか、そういう事を、連帯保証人の相続人さんがとられたという事でございます。

議 長

よろしいですか。
（「はい」の声あり）

々

はい、他に質疑ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

次に、「議案第16号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。よろしいですか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

以上をもって、全体審議、質疑を終了いたします。
（午前11時49分）

々

これより会議を再開いたします。全協を終了します。
（午前11時49分）

々

次に、「日程第22、予算特別委員会設置・調査付託・委員選任について」の件を議題といたします。

々

お諮りいたします。
お手元に配布してある「予算特別委員会設置要綱（案）」により、「予算特別委員会」を設置し、これに令和2年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。
よって本件につきましては、「予算特別委員会」を設置し、これに付託して調査をすることに「決定」いたしました。

々

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委

議長 員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

々 異議なしと認めます。よってそのように「決定」いたしました。

々 次に、委員会の正副委員長について報告をいただいておりますので申し上げます。委員長に3番高良議員、副委員長に4番石川議員、以上のおり選任をされました。

々 以上をもって、本日の議事日程をすべて終了いたします。ありがとうございました。

(午前11時51分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員